
コロナ禍で露見した内向きの日本社会 —検証2021年夏—

日本大学危機管理学部 教授 勝股 秀通

- I はじめに
- II 在外自国民（邦人）保護への理解の乏しさ
- III 問われる入国管理行政と人権侵害
- IV 国連から突き付けられた「強い遺憾」
- V 内向きの日本社会に必要な人権教育（おわりに代えて）

I はじめに

日本という国家、そして私たち日本人が、これほど多くの人権や人道上の問題に直面し、その対応を巡って国内外から批判されたことは、かつてなかったのではないだろうか。

2021年夏、新型コロナウイルスの感染拡大によって1年延期された東京オリンピック・パラリンピックの開催を前に、開閉会式などの演出関係者による過去の陰湿ないじめ行為や人権侵害が露見したことはその象徴でもあった。だがそれ以上に、世界遺産の「明治日本の産業革命遺産」について、国連機関から登録の際の条件であった朝鮮人の強制労働の実態に関する記述が、「説明不十分」と厳しく指摘され、入国管理施設の対応で起きた事故死を巡る報告書でも、人権意識の欠如が厳しく問いただされたのは衝撃的だった。それだけではない。アフガニスタンの政権崩壊に伴い、現地の自国民（邦人）と日本政府に協力したアフガニスタン人の保護という人道上の緊急オペレーションは、政府の対応が遅れて失敗し、今なお多くのアフガンの人々を危険の中に放置し続けている。

昨年、筆者は『危機管理学研究』第5号に、コロナ禍で蔓延する差別や偏見、誹謗中傷を取り上げ、「コロナウイルスによる「死」をメディアはどう伝えるのか」（以下、「第5号の拙論」と表記）と題し、「死」を単なる数字ではなく、最も身近な存在である2人称で受け止めることのできる報道の必要性を説いた。コロナウイルスの感染による「死」を、私たちが近親者に接する時と同じように悼み、寄り添うことができれば、少しでも感染者やその家族、医療関係者らに対する差別や偏見が減るのではないかという思いからだった。

しかし、2021年夏に集中して発生、露見した人権侵害や人道上のお粗末な対応をみれば、他人への誹謗中傷を含めて日本人の根底にある人権意識の希薄さが、長引くコロナ禍という閉塞感の中で噴き出した結果と思わざるを得ない。本稿では、露見した多くの事例について、その背景を検証するとともに、真剣な人権教育の早期実施とその必要性について論じていきたい。

Ⅱ 在外自国民（邦人）保護への理解の乏しさ

1 政府の説明不足

2020年1月29日、新型コロナウイルスの“震源地”である中国・武漢市とその周辺地域に残されていた日本人とその家族らを乗せたチャーター機の第1便が、東京国際空港（羽田）に到着した。当時はまだ、世界保健機構（WHO）が緊急事態を宣言しておらず、しかも、感染者の強制隔離を可能とする国内法が未整備だったにもかかわらず、政府は封鎖状態となった武漢市内などに在留する自国民（邦人）保護を決断した。直ちに帰国希望者用に民航機5機をチャーターし、2月17日までに計828人を帰国させている。

当時、コロナウイルスによる新型肺炎の国内での感染者数は、累計でも200人に達しておらず、パンデミック（感染爆発）は入口の段階であった。だが、第1便が到着する前から、インターネットのSNS（交流サイト）上には、「中国からウイルスを入れるな」「帰ってくるな」「入国禁止」といった書き込みが急増しはじめた。

大半の帰国者は、空港でのPCR（遺伝子）検査が陰性であっても、2週間の経過観察が必要という医学的な見地を受け入れ、自宅には帰らず、隔離措置として自発的に千葉県勝浦市内のホテルに滞在していた。にもかかわらずネット上では「感染者が咳をしながらうろうろしている」といったデマや誹謗中傷が次々と拡散されていった。災害・リスク心理学が専門の広瀬弘忠・東京女子大名誉教授は「わからないからこそ怖いと感じ、それが患者や関係者の迫害につながっている」¹と分析している。

「迫害」という表現の厳しさと同時に、それは特定の個人の行動にとどまらず、社会に広がりかねない。筆者は「第5号の拙論」の中で、この時点が、新型肺炎の感染が拡大するにつれて日本社会にまん延することになるSNSなど匿名による誹謗中傷や偏見といった他者への攻撃の発火点であったと捉えた。本稿では、そうした行動が広がる背景となった日本人の内心における人道や人権意識の希薄さに加え、政府の説明不足によって、多くの国民が在外邦人等を保護する必要性を理解できず、本来守るべき他者を排除し、その結果が、アフガニスタンにおける邦人等の退避作戦の失敗にもつながったのではないかと思う。

帰国者に対する偏見や誹謗中傷に対し、真っ先に安心と必要性を訴えて理解を求めたのは、政府ではなく、帰国者を受け入れることを決めた千葉県勝浦市だった。土屋元・勝浦市長は1月31日の記者会見で、政府から要請を受けた時の状況について「国の切羽詰まった状況の中で、人道上の立場から一緒に考えなければならぬ」と考え、「ホテルの防疫態勢がしっかりしていることを知ってもらい、風評が流れないようにしたい」²と話している。帰国者が滞在することになった「勝浦ホテル三日月」（ホテル三日月グループ経営）は「様々な困難があることも予想されましたが、同じ日本人として、帰国者のために、政府の要請に応えることを決断しました」³と公式ツ

ツイッターで企業としての声明を発表した。

「人道上の立場」を説く土屋市長の会見、そして、「同じ日本人として」という言葉が心に響いた同ホテルのツイッターは、同日夜までに1万件以上もリツイート（転載）され、「勇気ある決断」などのコメントが寄せられた。

それだけに、この時点で政府は国民に向かって「在外邦人保護は政府の明確な責務であり、人道上必要不可欠な行為である」ことを国民に積極的に発信する好機であったと思う。その後も政府は、中国だけでなく、同年7月までに、感染の拡大をおそれる世界100か国に滞在する約1万1380人の邦人の出国を支援している。チャーターした民航機は520便に達する⁴など、過去に例のない取り組みを続けていただけないで残念でならない。

2 在外邦人の保護と自己責任論

海外にいる自国民が生命や身体、財産の侵害を受けた場合、これを保護するのは主権国家としての重大な責務である。「海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること」は、外務省設置法4条9号に示された同省の所掌事務となっている。

ただし、邦人が滞在している海外とは、他の主権国家の領域内であり、保護する手立ては限定的とならざるを得ない。緊急事態が発生した場合、外務省は在外邦人に対して、現地の日本大使館などの在外公館を通じて注意を喚起し、避難情報などを発出する。2014年から海外旅行者向けのメールサービス「たびレジ」を導入し、現地の最新情報を日本語で提供するほか、緊急時には登録者の安否確認を行い、連絡手段としても活用している。

情報提供を通じて邦人が自ら安全を確保できれば問題はない。だが、コロナウイルスの感染拡大で、中国は空港を閉鎖し、国内外の民航機の運航を停止してしまった。このため政府は、早急に感染の脅威に晒された邦人らを保護するため、中国政府の許可を得てチャーター便を運航したのである。当時の新聞各紙には、「帰国者2週間外出自粛」⁵、「武漢邦人『退避作戦』水面下の攻防」⁶といった見出しが並び、政府の対応や必死さは伝わってくる。だが、「在外邦人の保護は政府の責務」という主権国家の役割は強調されていない。

主権国家の責務を政府が積極的に発信し、国民がそれを受け止めることができれば、政府の迅速な対応は評価され、危険地域からの帰国者はねぎらいの対象であっても、同じ日本人から中傷される筋合いなどなかったはずだ。しかし、現実には真逆となった。

その一因として、海外で活動する日本人が危機に直面する度に浴びせられてきた「自己責任論」がある気がしてならない。2001年に発生した米同時テロを起因とするテロとの戦いで、政府は米国を支持し、04年には自衛隊を復興支援の目的でイラク南部のサマワに派遣した。その直後、女性を含む日本人ボランティア3人が武装勢力に誘拐された。その後、3人は無事に解放されるが、その時に噴出したのが「自己責任論」だった。

その口火を切ったのは、邦人保護を所掌する外務省で、当時の竹内行夫・外務事務次官は「主権

の及ばない外国で日本政府がやれることには限界がある。外務省が13回も出していたイラクへの渡航延期・退避勧告には従ってほしい」、「自分の身は自分で守るという個人の危機管理意識を持ち、危険なところには行かないということに尽きる」⁷と話している。

事件直後、誘拐されて人質となった被害者の家族らが、政府の米国支持を批判するなどしたため、メディアも「他に責任を転嫁する前に、まず自らの責任を明らかにすべき」⁸などと主張、自己責任論は一気に拡大してしまった。

全国紙の社説では「自己責任の自覚を欠いた、無謀かつ無責任な行動」（読売）、「政府の渡航自粛勧告を無視して（イラクに）入国した人質3人には反省すべき点がある」（日経）と批判する一方で、朝日新聞は「あんな連中を助けることはないといった声が、同じ日本人から聞かれる状況には、寒々しい思いがする」と主張している⁹。

実は筆者は、この事件がなければ、イラクでの自衛隊活動取材するため、すでにクウェートへの入国ビザを取得し、陸路でサマワに向かう準備を進めていた。3人には、もう少し慎重に行動してほしいかと思いは確かにあったが、「退避勧告が出ている以上、現地取材は当面中止」という当時所属していた読売新聞社の判断で断念した経緯がある。

だが、そうした自己責任論が広がる中で驚いたのは、3人が解放された直後に発せられた米国・パウエル国務長官のメッセージだった。「彼らのような市民や、危険を承知でイラクに派遣された兵士がいることを、日本の人々はとても誇りに思うべきだ」と語り、「私たちは『あなたたちは危険を冒した、あなたたちのせいだ』とは言えない。政府は彼らを安全に取り戻すためにあらゆることをする義務がある」と訴えている¹⁰。海外に出かければ、「自らの身は自分で守るのが基本」とはいえ、自国民を保護することは国家の責務という意識が根付いている米国の懐の深さを感じたことを覚えている。

人質となったうちの1人は、帰国後「武器をとらない再建の動きを支援したい」と語り、「拘束中も武装勢力のメンバーには、米国の悪口を言わないで、誇り高い民族ならもっと建設的なことをしてほしい」¹¹と訴え続けたと語っている。もちろん人道的な思いからの行動ではあっても、武装勢力が待ち構えている危険地帯に飛び込んで行った以上、「無謀」と批判されてもやむを得ない面はある。だが、パウエル氏の言葉のように、人質となった彼らの行動と自国民を保護することとは全く別の問題だという認識も必要だったと思う。

しかしその後も、2015年に過激派組織「イスラム国」(IS)によって日本人が殺害される極めて凄惨な事件が発生した際にも、ネット上などには自己責任論による苛烈なバッシングが巻き起こり、18年にシリアでフリージャーナリストが武装勢力に拘束された時も、「どれだけ国に迷惑をかけたのか」、「国民に謝れ。土下座でわびろ」¹²といった批判がSNS上では繰り返された。紛争地などで様々な活動をする日本人が危機に直面するたびに、常に日本では自己責任論が声高に主張されるようになってしまった。

中東やアフリカなど紛争地の多くは日本から遠く、日本人にとって、邦人を保護することへの関

心が薄いことも、国民の中に自己責任論が広がり、支持されていった一因ではないかと思う。そうした背景の中で、政府の邦人保護に対する真剣さと意識を疑うような事態となったのが、アフガニスタンからの退避作戦だった。

3 人道上の禍根を残したアフガニスタン退避作戦

2021年8月、テロ組織壊滅を目指し、20年にわたって続けられてきたアフガニスタンでの戦争は、米軍撤退で終結し、日本を含め各国はアフガンからの撤収に追われていた。8月15日にはイスラム主義組織タリバンが首都カブールを制圧し、再びアフガンを掌握したため、かつてタリバンを駆逐し、アフガンの国づくりを支援してきた国々、そしてその活動を支えてきた関係者は、タリバンの標的となる可能性が小さくないからだ。

だが政府の対応は後手に回ってしまった。現地に滞在する邦人と、現地の日本大使館や国際協力機構（JICA）の活動を支援、協力したアフガン人と家族ら約500人を国外に退避させるため自衛隊機を派遣したが、爆弾テロなどで現地は混乱、退避できたのは邦人1人と米国から依頼された14人のアフガン人だけだった。『在外邦人の保護・救出』（東信堂）という編著書がある東京国際大学の武田康裕教授は「救出を目指したアフガン人職員を救えなかった点で派遣は失敗だった」¹³と指摘するが、菅義偉首相（当時）は「今回のオペレーションの最大の目標は、邦人を保護すること。そういう意味ではよかったと思う」¹⁴と評価し、外務省も「邦人退避という最重要の目的は達成できた」¹⁵と述べている。言いかえれば、日本に協力したアフガン人の退避は最重要ではないということだ。

耳を疑う言葉だ。そうした政府の姿勢に危機感を抱くJICAや国内の大学、NGO（民間活動団体）は9月9日、「人権外交を超党派で考える議員連盟」が開いた会合に出席し、現地に残されたアフガン人の窮状を訴えた。JICAの制度などを使って日本に留学した学生は約1400人とされ、卒業して帰国後はアフガン政府の職員に就いたケースも多いという。彼らや彼女たちは、欧米的な価値観に基づいた人物として迫害の対象となる恐れは強く、JICAの北岡伸一理事長は「彼らがどんな恐怖におびえているか、よく耳を傾けなくてはいけない。日本は人道・人権に積極的な国であってほしい」と対応を求めた¹⁶。

今回の退避作戦では、政府と現地大使館の情報収集と情勢分析、自衛隊機派遣の遅れとその根拠法（自衛隊法）の問題点が数多く指摘された。そうした教訓を検証することは極めて重要なテーマではあるが、ここではそれらには触れず、人道・人権に絞ってまとめておく。

混乱の中で米国10万9000人、英国1万4500人、ドイツ5300人、イタリア4900人、豪州4100人、フランス3000人、そして韓国も391人のアフガン人らを救出し、退避作戦を終了させている¹⁷。それに引き換え日本は、タリバンが首都カブールを制圧した直後の8月17日、日本大使館の日本人職員12人は英国軍機でアラブ首長国連邦（UAE）に脱出し、大使館に勤務するアフガン人職員らは放置されてしまった。パナソニックグループで海外安全対策室長を務め、現在は日本在外企業

協会の古賀賢次氏は、12月に都内で開かれたシンポジウムで「大使館は邦人にとって最後の砦。閉鎖されたら置き去りされてしまう。日本は（在外邦人を守る）司令塔が存在していない証だ」¹⁸と批判する。

各国が総力を挙げて、自国に協力してくれたアフガン人らの退避、救出を進める中で、外交特権に守られている大使館の日本人職員の行動は、きちんと検証され、人道上厳しくその責任を問われるべきだろう。その後のJICAをはじめ関係機関の退避・救出要請により、12月10日までに難を逃れ日本に入国できたアフガン人は488人に上る。外務省は広報資料で「タリバンとの交渉を含む外交努力等を通じ、アフガニスタンに残る現地職員等の安全確保や必要な出国支援に全力で対応していきます」¹⁹と記しているが、前述した菅首相のコメントにあるように、政府は今回の退避作戦を、いまだに「失敗」とは認めていない。

唯一、防衛省の岸信夫防衛相が9月3日の記者会見で、「退去実現できなかったという結果が残っている。（中略）検証していく必要がある」²⁰と述べたに過ぎない。危機に直面し、多くの協力者らを置き去りにした日本。北岡氏は「日本は人道的な改革を推し進めるべきである。そういう自己努力なしに他国に人道外交を説いても効果は乏しい」²¹と主張する。今なお人道上の禍根を残し続け、国家の品格が問われることとなった今回の退避作戦から教訓を得ることができるとすれば、潔く「失敗」を認め、事実と向き合うしかない。

Ⅲ 問われる入国管理行政と人権侵害

1 驚愕の調査報告書

入管施設に収容されていたスリランカ人女性の「死」を巡って、法務省・出入国在留管理庁が8月10日に発表した最終報告書は、驚愕の内容であった。本来、この種の調査報告書は、外部の有識者による第三者機関が精査するもので、そうでなければ内容の信憑性に欠けるきらいがあるからだ。しかし、同庁の調査チームが中心となって行った報告書にもかかわらず、入管職員の人権感覚の乏しさを批判し、入管庁の佐々木聖子長官は「人の命を預かる機関としての緊張感や心の込め方が不十分だった」²²と述べ、「亡くなられた方と遺族の方々に心からお悔やみ申し上げます」²³と謝罪せざるを得ない内容となっていたからだ。

新聞各紙の報道によれば、問題の発端となったスリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリさん（当時33歳）は2017年6月に来日した。故郷で英語の先生をし、憧れの日本で子供たちに英語を教えたいという目的で、千葉県内の日本語学校に通いはじめたという。ところが、来日してから交際するようになったスリランカ人の男性からDV（家庭内暴力）を受け、生活費も取られ、学費も払えなくなって留学生の資格を失ってしまった。その窮状を訴えるために20年8月、静岡県内の交番に出頭したものの、出入国管理・難民認定法違反（不法残留）の容疑で逮捕され、名古屋出入国在留管理局に収容されてしまった。

それからわずか半年後の21年3月、連日のように嘔吐を繰り返していたウィシュマさんは衰弱が激しくなり、収容先の同管理局から救急搬送されたが死亡した。この死をきっかけに、法務省や全国の入管施設に対し、収容されている外国人の生命や人権が軽視されているといった批判が高まった。当時、政府が入管施設における外国人の長期収容問題の解消を目的に審議が始まっていた「出入国管理・難民認定法」改正案の国会審議も見送られている。

法案の審議見送りという事態に、公明党の山口那津男代表は「誰も望まなかった入管行政の現状が残ってしまう」²⁴とコメントしたが、「誰も望まなかった現状」と言うほど劣悪だと認識しているのであれば、政府・与党の中心的なメンバーとして、「入管行政の抜本的な見直しを求める」といった趣旨の発言をするのが筋ではないだろうか。

ウィシュマさんがどれほど劣悪な状況に置かれていたのか、最終報告書²⁵が指摘している①収容施設内の医療体制、②被収容者から求められた医療措置への対応——の2点をきちんと目を通してだけで、当時の状況を知ることができる。

報告書によると、名古屋の収容施設の被収容者は60人ほどだったが、内科医は非常勤が1人で、診療時間は毎週月曜と木曜の2回だけで、それも各2時間だった。土日には看護師も不在となり、ウィシュマさんが死亡した土曜日は、救急搬送するまで、非常勤の医師らへの連絡すら行われていなかった²⁶。実は入管施設の医療体制の不備は、2014年3月に40歳代のカメルーン人男性が、茨城県にある東日本入国管理センターで病死した際にも厳しく指摘されていた。入管当局は全国の収容施設に対し、土日や夜間の診療体制や連絡体制の充実を指示していたが、名古屋局ではほとんど改善されていなかった²⁷。

医療措置への対応についても、ウィシュマさんは何度も点滴の実施や外部の医療機関での受診を求めていたが、同管理局の幹部には、そうした要望は一切伝えられていなかった。朝日新聞は独自にウィシュマさんが亡くなる1か月前の診察記録を入手し、「(薬の)内服ができないのであれば、点滴、入院」との記載があったと報じている²⁸。収容施設には「被収容者からの要望は幹部に報告し、指示を受ける」との内規があったにもかかわらず、ウィシュマさんの要望が施設内で共有されることはなかった。

最終報告書に対する新聞各紙の評価は、社説の見出しだけをみても、「人権意識を問い直せ」(朝日)、「再発防止へ意識改革を図れ」(読売)、「命を軽んじる入管の非道」(毎日)といずれも手厳しい。亡くなる5日前の3月1日、ウィシュマさんはカフェオレを飲み込めず、鼻から吹き出してしまった。それを見ていた収容施設の看守(国家公務員)は「鼻から牛乳や」と言い放ったという²⁹。同じ日には、ベッドから床に倒れ込んだとの記述もある。人権意識の欠如という言葉では済まされない、まさに驚愕の報告書である。

2 適切な入管行政への道標とは

最終報告書によって、共同通信の平野雄吾記者³⁰らこれまで多くの識者が指摘してきた不透明な

裁量による長期の収容など入国管理行政の問題が改めて浮き彫りとなったことは確かだ。日本の入管行政は、在留資格がない外国人を、本国に送還できるまでは原則として収容する「全件収容主義」を採用している。ただし、収容期間の上限に定めはなく、収容の必要性について裁判所など入管以外の機関が審査、判断する仕組みがない。このため入管だけの裁量で無期限に収容することも可能で、2007年以降、全国の収容施設で死亡した外国人は、ウィシュマさんを含めて17人。5人は自殺とみられているが、ハンガーストライキによる餓死、くも膜下出血による死亡など一部の病死については公表されているケースもあるが、非公開のままという事案も多い³¹。

こうした日本の入国管理の収容制度について、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会（WG）は20年10月、「国際人権法に違反している」という意見書を日本政府に送付した。難民申請中のトルコ国籍のクルド人男性ら2人が、WGに通報した内容を、WGが調査した結果だ。クルド人男性らを支援する弁護士によると「WGが日本の入管収容を明確に国際法違反と指摘したのは初めて」と言う。意見書によると、通報した2人は理由や期間を告げられないまま、10年以上にわたって断続的に半年から3年の収容を繰り返されたと指摘、国際人権規約に違反するとの判断が示されている³²。

政府は意見書について、21年3月、「事実誤認」だとして異議を申し立てた。「両名はいずれも司法上、行政上の審査・救済の機会が提供されていた」³³という理由だ。だがそれほど胸を張って主張できる状況なのだろうか。なぜなら同年9月には、入管の被収容者への対応を「違憲」と断じた東京高裁の判決³⁴（国は上告せず確定）が下されているからだ。

スリランカ国籍の男性2人に対し、難民不認定の結果を40日余りも知らせず、強制送還前日になって通知し、2人が処分取り消しの訴訟を起こせなかったのは、「憲法32条で保障する裁判を受ける権利を侵害した」と断じている。ウィシュマさんの死、そして全く異なるケースとはいえ、司法によって被収容者への対応が断罪された以上、入管行政の抜本的見直しは不可避だろう。

その道標として、元入管トップの入国管理局長を務めた高宅茂氏の主張は傾聴に値する。高宅氏は毎日新聞のインタビューに「今の入管施設は、被収容者にとっては目的もなく送還を待つ『希望なき収容』の場所になっていることが問題だ」とした上で、「日本社会が外国人の受け入れに正面から向き合う必要がある」と指摘する。外国人就労者についても「受け入れ範囲の拡大を考えるべき時期ではないか」³⁵との立場を鮮明にする。

留学生に加え技能実習生ら外国人の来日が増え、技能実習制度の問題点は数多く報告されている。人権侵害や不法残留の温床と指摘される同制度について、移民政策などが専門の国士舘大学の鈴木江理子教授は「国が作った制度でこれほどの人権侵害が起きているにもかかわらず、小手先の見直しでごまかし、制度を維持、拡大し続けてきたことに対する政府の責任は極めて大きい」³⁶と批判する。「正面から向き合う」こと、即ち、本当に救済が必要な外国人を保護できる適切な出入国管理制度の構築が何よりも求められている。それがウィシュマさんの死に報いる手立てではないだろうか。

IV 国連から突き付けられた「強い遺憾」

1 軍艦島「説明不十分」

ニュースは東京オリンピックの開幕（2021年7月23日）前日に飛び込んできた。国連教育・科学・文化機関（ユネスコ＝本部・パリ）の世界遺産委員会は22日、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の展示について、長崎県端島（通称・軍艦島）炭鉱での朝鮮半島出身労働者に関する説明が不十分だとする決議を原案通り採択したという内容だった³⁷。しかも「強い遺憾を示す」という文言まで全会一致で添えられていた³⁸。

産業革命遺産は、福岡や長崎など8県の23資産で構成されている。福岡県の官営八幡製鉄所や「軍艦島」で知られる長崎県の端島炭鉱、佐賀県の三重津海軍所跡など近代日本の礎となった製鉄、造船、石炭といった重工業の拠点が主となっている。

遺産の登録を巡っては、ユネスコが遺産登録を勧告した2015年5月の時点から、世界遺産委員会の構成国でもある韓国は、第二次世界大戦中に一部の施設に朝鮮人労働者が戦時動員（徴用）されていたことを理由に反発³⁹していた。その後、日韓両政府で協議し、①日本はユネスコ諮問機関の韓国の主張に対応する、②朝鮮半島などから多くの人々が意思に反して連れてこられ、厳しい環境で労働を強いられたことについての理解促進を図る、③被害者を記憶にとどめるため、日本は情報センターの設置を検討する——という3項目で合意⁴⁰に達している。これを受け、ユネスコの世界遺産委員会は、産業革命遺産の世界文化遺産への登録を全会一致で決定した経緯がある。

だが残念ながら、その後も構成資産の一つである端島炭鉱を巡っては、韓国で2017年7月に映画「軍艦島」が公開され、戦時中に朝鮮半島から徴用された労働者が反乱を起こすという極めて反日的な内容であったため、長崎市の田上富久市長が「端島での実際の生活は映画で表現されている内容とは異なる」と反論、「端島の歴史や生活を正しく理解してもらうため、外国語でも情報発信を行っていききたい」⁴¹と述べたほどだ。日韓合意に加え、そうした海外への発信の役割を担って設けられたのが、20年3月に東京・新宿区に開設された「産業遺産情報センター」である。センターの設置は、ユネスコからも「歴史の全体像が理解できるように」という求めに応じたものだった。

今回の「強い遺憾を示す」という決議に先立ち、ユネスコは専門家をセンターに派遣、展示内容を視察している。視察の結果は「軍艦島の関連で展示された証言は、労働を強いられた例がなかったかのようなメッセージを伝えている」という内容で、決議は「多くの朝鮮半島出身労働者がいたことや、日本政府の徴用政策について理解できる措置」⁴²を求めた。

同センターの加藤康子センター長は、ユネスコが犠牲者を記憶にとどめる措置として、より暗い側面を含め多様な証言を提示するよう求めていることに違和感を示し、「端島に関しては、朝鮮半島出身者が奴隷労働を強いられたと証明するような裁判事例も政府の公文書も存在しない」⁴³と断じている。こうした見解の大きな隔たりがある以上、センターに出かけ、実際にどのような展示が

行われているのか、確かめてみるしかない。

2 産業遺産情報センター

都営大江戸線の「若松河田町」駅から徒歩5分、閑静な住宅街の小路を抜けると、右手に小さく「産業遺産情報センター」の看板を見つけることができた。入場は無料、事前予約制で、2021年11月5日午前10時過ぎに到着した。センターは思っていた以上に狭く、1度に10人程度までの来場者に対し、説明員1人が付き添って案内するシステムだ。

館内は3つのゾーンに分けられ、世界遺産に登録されるまでの経緯をまとめた第1ゾーンに続き、第2ゾーンでは、幕末から明治にかけての半世紀で産業国家へと変貌する日本を支えた23の構成資産が、写真や映像などで紹介されている。ここがセンターのメイン展示だが、説明員はこちらの気を察したように、「皆さまのご関心は次のコーナーだと思います」と話しながら進む最後の第3ゾーンには、戦前・戦中・戦後と端島炭鉱で暮らしていた人々の写真がずらりと並べられ、ここからは元島民という2人の説明員も加わり、来場者からの質問に答えるといった流れとなっている。

第3ゾーンでまず注目したのは、政府が登録時に約束した「徴用政策」についての展示だ。「徴用関係文書を紐解く」というパネルが掲示され、日本が1939年に労働力の確保を目的に「労働動員計画」を閣議決定し、45年の終戦までに約70万人の朝鮮人を日本各地に送り出していることがわかる。「募集」・「官斡旋」・「徴用」と変遷する動員手法の流れも理解できるが、それ以上でもそれ以下でもない。端の書棚には日本の徴用政策を批判する類の書籍も置かれており、過酷な労働の実態については、本を読めということかもしれない。

次に、旧島民の笑顔や端島の生活風景を映した写真と、在日韓国人2世で旧島民の鈴木文雄さんの「朝鮮人差別はなかった」という証言などを集めたパネルの前で、説明員は「端島では日本人も朝鮮人も差別はなかった」という説明を繰り返す。巷間流布されている戦時中9〜15歳まで父親と一緒に端島で暮らしていたという韓国人男性の証言が、いかにでたらめで信用できないかということもここで力説される。

途中から説明に加わった旧島民の1人は「炭鉱は危険で命がけの職場。信頼がすべて。差別があれば仕事にならない」と話し、実際にあった炭鉱事故を事例に、「立坑を縄梯子で脱出しなければならず、汗も尿もたれ流しながら日本人も朝鮮人も一緒に助け合った」と説明する。当方が男性だということで、「朝鮮人専用の慰安所もあったほどです」と付け加えてくれたが、「慰安所を日本人用と朝鮮人用に分けていたこと自体が、差別ではないのですか」との質問に、納得のいく答えは返ってこなかった。

センターには、23の構成資産を紹介するパンフレットのほかに、「GUNKANJIMA」(HASHIMA)とローマ字表記の小冊子⁴⁴が置かれ、その表紙には「誰が歴史を捏造しているのか?」「軍艦島は地獄島ではありません」との文字が並んでいる。日本人であれば「端島に差別はなかった」と信じたい。だが、仮に端島がそうであったとしても、戦時動員された朝鮮の人々が、過酷で劣悪

な環境下で労働を強いられていたことは、多くの研究成果によって証明されている。世界遺産の登録時に日韓合意し、ユネスコにも約束した「被害者を記憶にとどめるため、情報センターを設置する」との項目について、被害の展示があいまいなまま、“韓国に反論する場”となっていると感じたのは、私だけではないだろう。これが2時間余りの見学を終え、センターを後にするときに抱いた印象である。

3 国連への回答

産業遺産情報センターには、1965年の「日韓請求権協定」の条文が日本語と英語で掲示されている。日本政府は元徴用工らへの賠償問題について、この協定で解決済みとの立場を取っているからだ。だが、筆者がこの問題を考えるときに思い起こすのは、読売新聞の記者として30年以上前に、在サハリン朝鮮人労働者の帰還に生涯をかけた朴魯学（パク・ロハク）氏の家族や関係者を取材し、評伝⁴⁵を書きながら感じたことだ。

朴氏は1943年12月、28歳の時にソウル南部の忠清北道からサハリン（樺太）の樺太人造石油会社に徴用され、炭鉱作業員として働かされてきた。その後終戦を迎え、旧ソ連の占領下となったサハリンには、30万の日本人と朝鮮人4万3000人が残された。日本人は1946年から50年までにほぼ全員がサハリンの地を離れたが、朴氏ら朝鮮半島の出身者は外国人として扱われ、引き揚げ船に乗ることはできなかった。

「日本のために働いてきたのに……」という絶望の中で、朴氏は1946年9月、サハリンのホルムスク（旧真岡）に住む日本人女性と結婚した。この結婚がやがて朴氏の運命を変えることになる。1956年の日ソ共同宣言で、日本人妻を持つ韓国と北朝鮮の人々の日本への帰国が許可され、朴氏は1958年1月、雪が降りしきる舞鶴港（京都府）に上陸した。日本に強制的に徴用されてから15年の歳月が流れていた。その直後から、朴氏はサハリンに残る同胞のために「樺太帰還在日韓国人会」を設立、帰還運動に全力を傾けてきた。外務省に門前払いされたことも1度や2度ではない。それでも1988年3月16日、73歳で息を引き取るまで、同会会長として「何としても一度は本国の肉親に合わせてやりたい」が口癖だったという。サハリンに残留する同胞の帰還に捧げた生涯だった。朴氏の人生から私たち日本人が受け取らなければならないメッセージとは、いったい何だろうか。誰もが自問する必要がある。

日本と韓国はいま、元徴用工訴訟を巡っても対立が続いている。ユネスコの世界遺産委員会が採択した決議に対し、日本政府は2022年12月までに、新たな取り組みについて報告書をまとめて回答することが求められている。

それまでに何をするのか——。世界文化遺産の登録時、日本政府代表は「意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者がいた」と言明し、「彼らの犠牲をとどめるための適切な措置」⁴⁶を取る方針を示している。であるならば政府は、まず日本人に向かって、植民地であった朝鮮半島から徴用を含めて70万人を日本に労働力として動員した“歴史”を

語り、その顛末について、きちんと伝えることから始めてはどうだろうか。

V 内向きの日本社会に必要な人権教育（おわりに代えて）

本稿の冒頭、「日本人の根底にある人権意識の希薄さが、長引くコロナ禍という閉塞感の中で噴き出した」と表現した。日本人と一緒に国造りに汗してきたアフガニスタンの人々を、現地の日本大使館はタリバン統治という恐怖の中に置き去りにした。しかもアフガンの協力者を救うという意識の乏しさから政府の判断は遅れ、退避作戦は失敗したにもかかわらず、当時の菅首相は「今回のオペレーションの最大の目標は邦人を保護すること。そういう意味ではよかったと思う」と言い放った。

死の直前まで、名古屋出入国在留管理局に収容されていたスリランカ人女性をあざけりの対象とし、身内の作成した調査報告書でさえ、入管職員らの行為をかばい切れず、人権意識の欠如を厳しく指摘せざるを得なかった。

そして、世界文化遺産の登録時に約束した「彼ら（戦時動員された朝鮮人ら）の犠牲をとどめるための適切な措置」をめぐる見解の相違は放置されたままだ。戦前の徴用令による朝鮮半島出身者の動員は、日本人にも適用されており、政府は国際法上の強制労働には当たらないとの立場だからだが、あまりにも内向きの考えではないのだろうか。

アフガンの国造りと再興を目標に、一緒に手を携えてきたアフガンの人々、本来は考慮されるべきDV被害といった事情で不法残留者となってしまったスリランカ人女性、そして日本の植民地時代に戦時動員され、人生を翻弄された朝鮮半島の人々——。そうした相手の存在に向き合い、寄り添おうとせず、自己中心のかつ唯我独尊的な振る舞いが露見したのが、2021年の夏だった。それらは鬱屈したコロナ禍では必然だったのかもしれない。

なぜなら、「はじめに」で触れたように、東京オリンピックの開幕直前には、開会式の楽曲担当だった音楽家の小山田圭吾氏が、少年時代に同級生や障害者を虐待し、大人になってからそれを自慢する発言をしていたことが問題視されて担当を辞任したほか、開閉会式の演出担当だった劇作家の小林賢太郎氏が、過去のコントのネタで、ナチスによるホロコースト（ユダヤ人大虐殺）を揶揄する表現を用いていたとして解任された。

歴史認識問題に詳しい東京大学の高橋哲哉名誉教授は、小林氏の謝罪コメントにある「不快な思い」「愚かな言葉選び」という表現について、「そういうような水準の話ではない。欧米ではもちろん、日本でも笑いの材料にするのは許されない」と批判したうえで、「日本の歴史教育が現代史をおろそかにし、歴史的事実をきちんと伝えていないのも背景の一つだろう」⁴⁷と指摘する。明治日本の産業革命遺産を巡って、政府が日本の植民地支配の影の部分と向き合おうとしない姿勢にも通じる指摘だ。

また、メディア史が専門の京都大学大学院の佐藤卓己教授は、「一連の不祥事は『五輪ムラ』の

閉鎖性を如実に示した」と述べ、「開会式はなぜか選手団の入場が『あいうえお』順。誰が決めたのか知りませんが、違和感が残りました。(中略) 身内の世界に閉じこもり、考え方の異なる他者を想定しない日本社会の悪弊が目立ちました」⁴⁸と言葉をつないだ。佐藤氏が示す「五輪ムラ」、それは本稿で例示した「大使館ムラ」や「入管ムラ」、そして「遺産ムラ」にも当てはまる指摘であろう。

「ムラ」という自分たちの世界に閉じこもるという“内向きの日本社会”が、コロナ禍で露見し、広がってしまったという証左でもあるだろう。しかし同時に、つねに相手の存在と向き合い、寄り添うことができれば、内向きの日本社会の病巣とも言うべき他者を排除するような人権意識の希薄さを乗り越えることができるようになるかもしれない。

世界経済フォーラム（WEF）は毎年、グローバル・ジェンダーギャップ（男女格差）を発表している。最新版の2021年3月の指数で、日本は世界120位に低迷している⁴⁹。発表を開始した2006年の79位が最高位で、発表されるたびに下落している惨憺たる状況であるにもかかわらず、社会に激震は走らない。その根底には、人権軽視を受容する社会の存在があるからだ。

「第5号の拙論」では、コロナ禍で蔓延するSNSによる誹謗中傷や差別、偏見といった個人による他者への攻撃を取り上げた。SNSは真偽のチェックもなく、個人の感情がむき出しとなり、自己中心的な言語空間が広がることへの懸念だった。しかしその懸念は、もはや個人のレベルを超え、日本社会全体にまで広がってしまったのではないかと思う。

いま日本社会に必要なのは、つねに他者の存在を意識し、寄り沿って行くために、日本が歩んできた近現代の歴史を背景とした人権教育ではないだろうか。それも義務教育のレベルから、大学などの高等教育レベル、そして企業を含めた社会レベルに至るまで様々な世代が学ぶことができる人権教育システムの構築が必要だと確信する。

2021年夏、もう一つ象徴的な“事件”があった。作家で人気ユーチューバーのDaiGo氏が8月7日、自身のYouTubeチャンネルで「生活保護の人たちに食わせる金があるのなら猫を救ってほしい」「自分にとって必要のない命は軽い。だからホームレスの命はどうでもいい」などと、生活保護受給者やホームレスの命を軽視し、差別する発言をして炎上した。これも相手と向き合い、寄り添わない内向きの典型だろう。

一般社団法人「反貧困ネットワーク」など生活困窮者支援4団体が、メディア各社にDaiGo氏の番組等への起用を控えることなどを要望する事態となった⁵⁰。その直後に動画は削除され、本人も「無知が招いた失態」などと謝罪したが、それ以上に驚かされたのは、DaiGo氏が生活困窮者を支援する福岡・北九州市のNPO法人「抱樸（ホウボク）」で学びたいと願い出たことだった。

学びの過程をネタにして配信しないなどの条件を提示して、DaiGo氏を受け入れた経緯について、「抱樸」理事長の奥田知志氏は、自身のブログ「note」で公表している。

＜本当の「学び」は知識を得るという事では全くなく、自分のしてしまったこと、あり方を一旦否定することから始まると考えます。それを棚上げにして「学ぶ」ことは出来ません。(中略) そ

して今回傷つけた人々の痛みを全身で感じてもらいたいと思います。「学び」とはそういう事だと考えています>⁵¹

誹謗中傷や差別、そして人権侵害——。間違いを犯しても、「学ぶ」ことによって、人は変われるということでもある。2021年の夏、たて続けて起きた残念な事案を振り返りながら、奥田氏の言葉をそう受け止めた。

¹ 『読売新聞』（東京本社版）2020年3月1日朝刊、31頁

² 『読売新聞』（同）2020年2月2日朝刊、29頁

³ 同上

⁴ 『朝日新聞』（東京本社版）2020年7月22日朝刊、4頁

⁵ 『朝日新聞』（同）2020年1月30日朝刊、2頁

⁶ 『読売新聞』（同）2020年1月29日朝刊、3頁

⁷ 『朝日新聞』（同）2015年2月4日朝刊、4頁

⁸ 『読売新聞』（同）2004年5月1日朝刊、34頁

⁹ 『朝日新聞』（同）2007年3月15日朝刊、17頁

¹⁰ 『朝日新聞』（同）2004年4月20日朝刊、38頁、『読売新聞』（西部本社版）2004年5月30日朝刊、15頁

¹¹ 『朝日新聞』（同）2004年7月23日朝刊、37頁

¹² 『朝日新聞』（同）2018年10月27日朝刊、38頁

¹³ 『日本経済新聞』（東京本社版）2021年10月4日朝刊、35頁

¹⁴ 『朝日新聞』（同）2021年9月2日朝刊、4頁

¹⁵ 『朝日新聞』（同）2021年9月3日朝刊、4頁

¹⁶ 『朝日新聞』（同）2021年9月10日朝刊、2頁

¹⁷ 『毎日新聞』（東京本社版）2021年8月29日朝刊、7頁

¹⁸ <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20211209-OYT1T50063/>（2021年12月16日閲覧）「国民保護を考える」をテーマに12月2日に開催されたシンポジウム

¹⁹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000678.html（2021年12月16日閲覧）外務省公式ホームページ

²⁰ <https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2021/0903a.html>（2021年12月16日閲覧）防衛省公式ホームページ

²¹ 『読売新聞』（同）2021年11月21日朝刊、2頁

²² 『毎日新聞』（同）2021年8月11日朝刊、3頁

²³ 『読売新聞』（同）2021年8月11日朝刊、3頁

²⁴ 『読売新聞』（同）2021年5月19日朝刊、2頁

²⁵ 「令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」（出入国在留管理庁調査チーム、2021年8月10日）

²⁶ 前掲「調査報告書」4頁「医療体制」、同52—54頁「医療的対応等の経過」

²⁷ 『読売新聞』（同）2021年8月11日朝刊、3頁

²⁸ 『朝日新聞』（同）2021年5月15日朝刊、27頁

²⁹ 前掲「調査報告書」45頁「医療的対応等の経過」

³⁰ 収容施設における外国人への対応については、平野雄吾著『ルポ入管』一絶望の外国人収容施設（ちくま新書、2020年）に詳述されている

³¹ 『朝日新聞』（同）2021年8月11日朝刊、30頁

³² 『朝日新聞』（同）2020年10月6日朝刊、26頁

- ³³『読売新聞』（同）2021年3月31日朝刊、4頁
- ³⁴『朝日新聞』（同）2021年9月23日朝刊、1、31頁
- ³⁵『毎日新聞』（同）2021年11月9日朝刊、3頁
- ³⁶『週刊東洋経済』、鈴木江理子「解決には制度廃止しかない」50、51頁（2021.9.25）
- ³⁷『読売新聞』（同）2021年7月23日朝刊、2頁
- ³⁸『朝日新聞』（同）2021年7月23日朝刊、2頁
- ³⁹『読売新聞』（同）2015年5月8日朝刊、3頁
- ⁴⁰『読売新聞』（同）2015年7月6日朝刊、1頁
- ⁴¹『読売新聞』（同）2017年9月7日朝刊、27頁
- ⁴²『読売新聞』（同）2021年7月23日朝刊、1頁
- ⁴³ <https://www.sankei.com/article/20210920-IYEFVVD07BL45BAXBVZ2RL5RGQ/>
「産経新聞電子版・正論」2021年9月20日（最終閲覧2021年12月18日）
- ⁴⁴ 小冊子は2種類で、いずれも「真実の歴史を追求する端島島民の会」が発行している。2種ともカラー12頁で、韓国が「端島だ」と主張する写真が捏造されていることや、落盤事故で互いに励まし合ったことなどが書かれている
- ⁴⁵『読売新聞』（同）1988年3月23日夕刊、3頁
- ⁴⁶『朝日新聞』（同）2020年7月9日朝刊、12頁
- ⁴⁷『朝日新聞』（同）2021年7月23日朝刊、2頁
- ⁴⁸『朝日新聞』（同）2021年8月17日朝刊、13頁
- ⁴⁹ 内閣府男女共同参画室のホームページ（最終閲覧日2021年12月19日） https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2021/202105/202105_05.html
- ⁵⁰ <https://www.oricon.co.jp/news/2203545/full/>（最終閲覧日2021年12月19日）
- ⁵¹ 「Daigo氏の差別発言に関する見解と経緯、そして対応について」 <https://note.com/npohouboku/n/n1dc4886ac084>（最終閲覧日2021年12月19日）

